

## イスラムと結婚を追いかけて

八木久美子著

『神の嘉する結婚——イスラムの規範と現代社会』

東京外国語大学出版会、2020年7月30日

数年前、会社経営をしている友人にこう尋ねられたことがある。

「うちのインドネシア人女性の社員が離婚したがっているのだけど、イスラム教徒だから離婚できないのでしょ？」

日本の多文化社会への変容を感じつつも、イスラムに対する日本人の偏見と、いつまで経っても「遠くて遠いイスラム文化圏」を痛感させられた問いであった。

こうした誤った思い込みをしていると思われる、ごく一般的な日本人のイスラムへの理解を促す機会をもたらしうるのが、本書である。副題に「イスラムの規範と現代社会」とあることからわかる通り、現代を生きるイスラム教徒、とりわけエジプトに生きる人々の「結婚」——誰もが興味を抱く、人生の一大イベント——に焦点を当てることによって、現代のイスラムを鮮やかに描出することに成功した研究書である。

6章からなる本書の構成は、以下の通りである。

はじめに

第一章 結婚できない若者たち

第二章 結婚、イスラムの捉え方

第三章 国家の関与と結婚の変容

第四章 婚姻儀礼と社会的承認

第五章 「イスラム式婚宴」をめぐる議論

第六章 「慣習婚」の再検討の可能性

むすびにかえて

以下、各章の要旨を紹介していくこととしよう。

第一章では、エジプトの若者が直面している結婚難という問題が大きく提示される。結婚して子供を持つことで一人前とみなされる傾向が強かったエジプト社会に、敬意を込めて相手をお呼ぶ際に子の名前を用いて「～のお父さん」、「～のお母さん」と呼ぶ慣習を持つエジプト社会に、いったい何が起きているのだろうか。

エジプトで2010年夏に流行した「結婚したい」という人気連続TVドラマの紹介を通して、現在のエジプトでは家族の形態も異なってきたことや、女性の識字率も向上したこ



とによって、現実として結婚難が生じているという事実が告げられる。さらに、20世紀初頭にも結婚危機を経験したエジプトの近代史がさらりと紹介されることにより、近代史におけるエジプトの歩みと日本のそれとは実は似ており、いずれも「近代化」への道を行っていたと読者は知ることになる。しかし、日本が先進国の仲間入りを果たす一方、エジプトはイギリスの保護領として支配下に置かれた点が決定的な両者の違いとなり、今を迎えているのである。「イスラム教徒の女性は幼くして結婚させられ、他の妻たちと夫を共有し、自由に出かけることもできないと色付けされ、批判や嘲りの対象となるとすれば、それに応答することはイスラム教徒として避けて通ることのできない、重い作業になる」(p.19)とし、エジプト社会の進むべき方向性を議論する際、女性の処遇については結婚問題は重要なマターであることが強調されている。

第二章では、初めにイスラムを離れて一般論としての結婚の捉え方が提示された後、「結婚は宗教の半分」と考えているイスラム教徒の結婚に関して注目すべき四点——「適法」または「合法」、「社会的承認」、「持続性」、そして「権利義務」——について、説明がなされる。次に、イスラム法(シャリーア)が結婚について定める要件を確認する。預言者ムハンマドの結婚にも触れ、イスラム法が結婚について何を求めているのか、そしてあるべき結婚に関してどのように議論しているか、コーランやハディースのみならず、20世紀の女性研究者による『預言者の妻たち』を引用しながら概観する。この『預言者の妻たち』は、西洋の言説には目もくれず、イスラムの学問的伝統のみを拠り所として、ムハンマドとその妻たちの人間味あふれる姿を浮き彫りにした、イスラム教徒に人気の高い作品であるという。筆者も読書欲をそそられた。

第三章は、近代国家の成立と結婚という視点からの考察である。読者は、「強く厳しい父親と慈しみ深い母親、そして両者を敬う子たちという像」が、国を率いる権力者とそれに従う一般国民との関係のアナロジーとなった、日本同様の現象がエジプトでも起こっていたことを知る。エジプトの場合には、イスラム法に基づいた「身分法」(結婚、離婚、相続といった家族とその成立に関わる領域の法的規範)は法改革に晒されることなく現代に至っており、これは「国家による意図的な戦略、積極的な選択とも言えるのではないか」(p.79)、「宗教」の名において国家が社会の世俗化を進めていく図式」が完成した(p.80)と八木氏は鋭く指摘する。後に女性の権利拡大の動きが起こり、それが成功した背景にはコーランがあると理由を、八木氏は「20世紀初頭以来、女性の権利を拡大しようとする運動を攻撃する際に常に持ち出されたのが、西洋の猿真似、西洋の文化的侵略という批判だったからである。コーランをどう解釈するか、どのような解釈が支配的になるかは、女性たちの生き方に計り知れない影響を及ぼす」(p.92)とし、現代におけるコーラン解釈の重要性を説く。また、それと関連して、イスラミック・フェミニズムと呼ばれる動きを紹介し(p.95)、イスラム教徒以外との結婚については、国の動き、政治的な状況が、イスラムの教えが許しているはずの結婚であろうとも、イスラム教徒のすべき結婚の姿を変える強い要因となることをも指摘する(p.103)。

第四章は、19世紀以降のエジプト社会における結婚の契約・登録、そして結婚式等の儀式にまつわる考察である。嫁探し・婿探しのプロセスとして紹介されている「サロン結婚」、軽く触れられているインターネットによる婚活の状況、いわゆるお節介おばさんである仲

介人についての情報は、現代の日本とも似ているように思われ、なかなか興味深い。また、「床入りの夜」を迎えるための婚宴たる結婚式は、婚姻関係を成立させるプロセスとして社会的に重要な意味を持つにもかかわらず、実はイスラム法の定めにはなく、土地ごとの慣習でしかないという点に着目すべきであるという八木氏の指摘には大いに頷けよう。

第五章では、エジプトの婚宴につきものである音楽と踊り、異性の客どうしが同席すること、そしてイスラムの規範との関係に関する議論が取り上げられる。まさに、前章を読み終わった読者誰しもが抱くであろう「婚宴と音楽はイスラムでは合法なのか」という問いに、即時に答えてくれる構成となっている。

婚宴で音楽を使うことについては、数多のファトゥワー（一般信徒の質問あるいは相談に答える形でイスラム法学の専門家が示す見解）が示されているものの、いくつかの具体例を通して結論づけられるのは、婚宴に限られた楽器演奏のルールというものは示されておらず、一般的なイスラム規範を遵守してさえいれば、祝うこと自体に問題は生じないということである。

次いで衣装についての項では、衣服のもつ社会的機能——性別、年齢、経済力、地位、階層など社会的背景を明示する働き——が確認され、女性のヴェール問題をはじめとするイスラム社会の衣服の特性がクローズアップされる。筆者のフィールドであるイランでも、女性はチャードルやルーサリー（ヴェール）や身体の線を隠すマントー（コート）の着用が強要され、ネクタイを身に着けシャツをインし、顎髭を剃った男性は西洋かぶれとみられがちである（1979年の革命前の王政時代には、男性は外出時にはかなりお洒落に気を配っていたと今を嘆く年配者の声を耳にしたこともある）。つまり、性と思想の差異が身なりによって一目でわかるような社会が構成されているという点は、日本人が見落としがちなの視点であろう。

男女別に二つの婚宴会場が設けられることの多かったイスラム社会であるが、「イスラム式」とでも呼ぶべき、ヴェール着用を強いられてきた世代と、音楽を流しダンスに興じ、髪も覆わず腕や肩を露わにする服を纏う世代が混在している現代では、世代間ギャップ、あるいは思想的差異があることを社会全体が自覚しつつも、「イスラム式婚宴」に対するイメージがいまだにかなり浸透しているという。

章の最後では、この「イスラム式婚宴」をめぐる議論が紹介される。再びファトゥワーの重要性が語られ、そもそも「イスラム式」という名称に問題があるとし、婚宴で守るべきは常日頃からイスラム教徒が守らなければならないことと同じという結論が出される。八木氏は、こうしたファトゥワーに見られる「一部の党派的、あるいは独善的な動きに警鐘を鳴らそうという姿勢」(p.169)を読みとり、現代に生きる我々にも突きつけられている「多様性に対する寛容さ」を高く評価している。

最終の第六章では、「慣習婚」が取り上げられる。「慣習婚」とは、イスラム法の要件は満たしていながら、登録が行われていない結婚のことであり、近年議論が高まっているという。通常の登録制の結婚は、結婚＝権利義務関係と見做すが、男女の純粋な愛情によって成立するのが慣習婚とされる。「慣習婚」はイスラム法的には正しいとされ、否定されることはなくとも、一部の階層や遊牧民といった「遅れた」人々のものとされていた。しかし、1990年代末から「慣習婚」は消え去るところか、意外にも都市部の若者たちの間

でも広まり続け、今や「扶養の義務を負う夫と服従の義務を負う妻」という大前提はくつがえされる可能性が生じている (p.182)。本書で挙げられている、経済力や社会的地位を有する女性の例を知れば知るほど、従来の「正しいとされた結婚」や「あるべき夫婦関係」には現実と合わない可能性が出てくることは否めない。隠蔽された姦通と非難されることもある「慣習婚」はベストの選択であるはずはないとわかってはいるものの、どうやら若者たちは「第三の道」とでも呼ぶべきこの秘密裏の婚姻関係に肯定的であるらしい。ウラマー (法学に軸をおいたイスラム諸学の専門家) たちが、イスラム法的には「慣習婚」は合法的な結婚であると見做し、勧めはしないが禁じることはできない、イスラム法的に許されることであるという見解が示されている以上、社会の変化の速さによって「現実と乖離してしまった社会通念に自分の人生を合わせることができない若者たち」 (p.192) が抱えているのが、表面化している「結婚難」という問題なのである、と結論づけられている。

イスラムにおいては、圧倒的権威のあるテキスト、すなわちコーランとハディースやウラマーの発言が多大な影響力をもつことはよく知られている。しかし、現実社会で我々が目の当たりにするイスラム教徒の日常の言動は、多種多様な人々の日々の生活から生まれたものであるがゆえにあまりに多様である。よって、「イスラムを一括りに議論するのではなく、一つの場所、特定の時代に焦点を絞り、具体的なコンテキストの中で捉えることが重要なのである。」 (p.12) という八木氏の極めて冷静な指摘からは、研究者がもつべき俯瞰的なもののみかたの重要性が伝わってくる。

また、イスラム教徒は不自由さを強いられていると決めつけてかかりがちな日本の読者には、「イスラム教徒はひたすら「与えられた」規範に従って生きる、と捉えるのは適切ではない。」 (p.38) と警鐘を鳴らしたうえで、「法学者の示す見解に耳を傾けつつ、どうすることが正しいのか、神は何を命じているのかを問い続けることがイスラム教徒の生き方だと言ったほうが正確であろう。」 (同上) という、極めて重要なポイントへと導き、誘(いぎな)うことを八木氏は忘れない。イスラム教徒は日々考え続けざるをえない状況下で生活している——これは、考えることを忘れてしまいがちな、あるいは放棄してしまったかのように見える現代の日本人全般への警鐘と読み取ることもできるのではないだろうか。

一筋縄ではいかない「身分法」の議論については、「外からは性差別、不平等としか見えない論理が、一部の女性たちにとって尊厳ある生を可能にする唯一の拠り所となっている可能性があることを考えると、夫と妻の関係を扶養と服従とする「身分法」について議論することが現実にはいかに難しいか！」 (p.84) とあり、研究姿勢における誠実さが窺われる。

「どのような婚宴をすべきか」というエジプトの若者の抱く結婚に対する疑問に対し、八木氏は「今や、イスラム教徒として何が正しいのかを自分で見きわめ、結論を出さなければならない状況が生まれている」 (p.172) との見解を示す。これは、「イスラム教徒として」という部分を緩めれば、日本の若者にも大いにあてはまるであろう。イスラム教徒であれば「イスラムの規範に適ったもの」にすればよいのだけれど (しかしそれが難しいことは本書の指摘通りでもあるのだが!)、社会が急速かつ激的な変化を遂げ、コロナ禍の真っ只中に身を置かざるをえず、正解などない未来を突きつけられている日本の若者は、何を拠り所にして、自らの正しい、誇りに満ちた、意味ある生き方を選んでいけばよいのか？

そう考える時、「宗教に縛られ身動きができなくなっている彼らと、自らの意志で自由に選択していく私たち」(p.13) という二項対立の図式など、実際には存在していないという事実に我々を気づかせてくれるのもまた、本書なのである。

余談だが、中東を代表する物語文学『千一夜物語』には、しばしば夫が妻を「伯父の娘よ!」、妻が夫を「伯父の息子よ!」と呼ぶ合う場面が登場する。筆者は長らく、夫婦間で不思議な呼び方をするものだと思っていた。筆者のフィールド、イランでもいところ婚が今でも行われているのは知ってはいたが、本書内での「内婚」という並行いところの結婚についての記述を目にし、『千一夜物語』の呼称の謎が一気に氷解したのである。

閑話休題。日本人にとって理解しがたい宗教や信仰として、歩み寄りづらく見えにくい高い壁であり続けているように見える「イスラム」。ペルシア文学を基軸とし、イランとその文化に親しんできた筆者もまた、「イスラム」に対する理解が日本社会で浸透しづらいことを長年にわたって歯がゆく思う一人である。時代による社会の変化に伴う結婚観の変遷を「イスラム」を軸として丹念に探る作業に基づいた本書が、日本人のイスラムへの関心と理解を大いに深めてくれる一助となり、読者の視野を広げてくれることを確信し、筆者は本書に俄然勇気づけられたのである。

(佐々木あや乃)

